

令和7年度

協働まちづくり事業
(市民提案型事業)

募 集 要 項



令和7年7月

伊勢崎市市民部市民活動課

1. 趣旨・目的

高齢化や住環境の悪化など、市民の力なくして解決できない地域の課題が増える中で、市民活動団体（社会貢献活動を行う民間非営利団体の総称）が果たす役割は、ますます大きくなっています。この事業は市民が主役の伊勢崎を創るため、市民活動団体が市（行政）と協働により、その自主性やアイデア、主体性を尊重しながら事業を実施できる体制づくりを支援し、市民活動団体の活動が萌芽することを主な目的とします。

2. 事業の内容

社会貢献活動やNPO・ボランティア活動の事業企画案を市民活動団体から公募し、公開審査により選考された事業を行う応募者に対して補助金を交付するものです。ただし、1 団体につき連続3回までとします。

補助金額は、1 件につき事業費の10分の10以下の10万円を限度とします。（ただし、予算の範囲内）

（1）事業の実施形態

補助対象者（事業実施団体）の主催

（2）事業のテーマ

- ・ 社会福祉の増進及び市民生活の向上に寄与することを目的とした事業で、公益上必要があると認められるもの
- ・ 市民活動団体の主体性と創意工夫により、新たな地域課題解決に資すると考えられるもの
- ・ 市民が自発的に社会貢献活動、地域活動へ参加できる機会を提供するもの

（3）事業の性質

- ① 公共性が高く、その成果が地域活動へ還元されること
- ② 先進性や創造性に富み、モデル的な活動であること
- ③ 提案者自らが補助事業者となり、実施に際し市との協働が図られ、相乗効果が期待できること
- ④ 単年度で実施できる事業であること
- ⑤ 国、県または市から、他制度による委託または助成等を受けていない事業であること

3. 対象となる経費

対象となる経費は、事業に直接必要となる経費です。（千円未満の端数は切り捨て）

対象となる主な経費（参考）

項目		内容
報償費		外部講師や出演者、専門的な技術を有する協力者への謝礼
旅費		・ 講師、出演者などの交通費、宿泊費 ・ 研究、調査、事業に直接関連が認められる交通費 ただし、視察研修費に補助金を使用する場合は、補助金の総額の20%の範囲内で使用しなければならない。
需用費	消耗品費	文具、紙などの消耗品費
	食糧費	講師の食事代など事業実施のために不可欠と認められるもの（金額については1,000円程度とする） ただし、食糧費に補助金を使用する場合は、補助金の総額の10%の範囲内で使用しなければならない。
	印刷製本費	コピー代、写真代、チラシなどの印刷費
役務費	手数料	振り込み手数料など
	通信運搬費	通信運搬費（切手代、ハガキ代など）
	保険料	損害賠償保険料、参加者の傷害保険料など

委託料	団体の技術、知識では対応できない専門的な技術、知識への委託料
使用料及び賃借料	会場使用料、車両や機材などの借上料
原材料費	原材料費（材木、土砂などの使用に伴って形質が変化する材料の購入費）
その他	上記科目によりがたい経費については、協議の中で調整させていただきます

* 交際費（慶弔費を含む。） **備品購入費**には補助金は使用できません

4. 応募資格

市内に在住・在勤、又は在学するもの3人以上で構成された団体であって、下記の全ての項目に該当する団体。

- ① 市内に事務所を有する団体又は市内を中心に活動する市民活動団体
- ② 行政機関が当該団体の事務局に参加していない団体
- ③ 営利を目的とする事業、特定の政党の利益につながる事業及び特定の宗教を布教又は支持する事業を行わない団体
- ④ 暴力団との関係がない団体

5. 提出書類

事業提案に当たっては、以下の書類を正副2部作成し、提出してください。

なお、提案に必要な費用は事業提案者の負担とし、提出された書類は返却いたしません。

- ① 企画提案書（様式 1）
- ② 定款、会則又はこれに類する書類
- ③ 昨年度の事業報告書、事業予算またはこれに類する書類
- ④ 役員の名簿

* ①企画提案書（様式 1）は [市ホームページ](#) > [くらし](#) > [住民活動・コミュニティ・協働](#) > [ボランティア・市民活動](#) > [協働まちづくり事業](#) よりダウンロードできます

* 活動歴が1年未満で③を提出できない団体は、団体立ち上げから現在までの活動内容及び予算概要等を提出してください

6. 説明会・募集期間

説明会については団体ごとに個別で行います。

令和7年7月7日（月）から令和7年8月8日（金）までの期間で開催します。

参加される団体は市民活動課（TEL：0270-61-6712）までご連絡ください。

7. 応募方法

5. の提出書類に必要事項を記入し、市民活動課まで郵送またはメールで送付または持参してください。

8. 審査方法

(1) 審査の方法

事業提案の審査は、応募団体がプレゼンテーションを行い、市民団体等の推薦を受けた者、産業界関係者、学識経験者および市の職員からなる「伊勢崎市協働まちづくり事業審査委員会」が審査（公開）を行います。なお、状況により審査は書面にて開催いたします。

日程：令和7年9月予定

会場：絃の郷 伊勢崎市昭和町 1712-2

(2) 審査基準

審査に当たってのポイントは次のとおりです。

- A. 公益性 （自らの利益のためでなく、公共の利益の増進を目的としているか）
- B. 主体性 （市民活動団体が主体的に取り組む内容になっているか）
- C. 連携性 （不特定多数の市民や市民団体とのネットワークを試みているか）
- D. 地域性 （事業の成果が地域固有の課題解決に役立つか）
- E. 具体性 （事業内容や目的に具体性があり、計画どおりの実施が可能か）
- F. 継続性 （事業終了後も、団体による継続的な事業実施ができるか）
- G. 先駆性 （事業内容が新たな社会的課題に関わり、解決のモデルとなるか）
- H. 自立性 （団体事務局などが行政でなく、自立した活動を継続できているか）

9. 補助申請

採択となった補助対象事業については、「伊勢崎市協働まちづくり事業補助金交付要綱」に基づき、補助金交付申請申請書を提出していただきます。

10. 成果の報告

事業実施者は、事業完了後に市民活動課あてに実績報告書（様式 3）を提出していただきます。

11. 提出先（問合せ先）

〒372-0014 伊勢崎市昭和町 1712-2

伊勢崎市市民部市民活動課市民活動支援係（担当：柳田・倉林・飯島）

T e l : 0270-61-6712

メールアドレス：katudo@city.isesaki.lg.jp